

**平成 28 年度和歌山県計画に関する
事後評価**

**令和 4 年 11 月
和歌山県**

3. 事業の実施状況

平成28年度和歌山県計画に規定した事業について、令和3年度終了時における事業の実施状況について記載。

事業の区分	I-1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【NO.1 (医療分)】 病床機能の分化・連携のための施設設備整備等	【総事業費】 26,895 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮	
事業の実施主体	医療機関、和歌山県	
事業の期間	平成 28 年度医療介護提供体制改革推進交付金交付決定後～令和 6 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高度急性期から急性期、回復期、慢性期まで、医療機能の分化・連携を促進し、患者が状態に見合った病床でその状態にふさわしい医療を受ける体制を構築する必要がある。 アウトカム指標： 地域医療構想において必要となる病床数 ・全病床（一般病床及び療養病床） 12,614 床（H27）→ 9,506 床（R7） ・うち、回復期病床 1,408 床（H27）→ 3,315 床（R7）	
事業の内容（当初計画）	高度急性期から回復期、在宅医療に至るまで、将来の医療需要にふさわしいバランスの取れた病床再編を行うため、各医療機関の病床機能報告データ等の各種データを集約し、病院等の関係者での情報共有を図るとともに、急性期から回復期への病床機能の転換等を行う医療機関への補助を通じ、病床機能の分化・連携を促進する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	地域医療構想において必要となる病床のうち、平成 28 年度基金を活用して整備等を行うもの ・回復期 190 床整備、全病床数 271 床削減	
アウトプット指標（達成値）	各医療機関の病床機能報告データをはじめとした各種データを集約、分析し、医療機関で情報共有するシステムを整備した。 新型コロナウイルスの対応のため病床再編を延期・見直す医療機関もあり、実施医療機関が減ったことから、平成 28 年度基金の補助実績なし。 （平成 27 年度基金を活用して実施）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： ・全病床（一般病床及び療養病床） 12,614 床（H27）→ 11,545 床（R3）	

	<ul style="list-style-type: none"> ・うち、回復期病床 1,408床（H27）→ 2,367床（R3）
その他	<p>（1）事業の有効性 医療機関が病床機能の分化・連携の具体的な取組を始めるための基礎となる、各構想区域内で医療機能に係るデータ共有が可能となる環境の整備ができた。</p> <p>（2）事業の効率性 既存の医療関係システムとの一元管理を実現することで、多様なデータの整理を効率的にできるようになった。</p>

事業の区分	II. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.5 (医療分)】 重症心身障害児者等在宅医療等連携体制整備	【総事業費】 150,116 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮	
事業の実施主体	社会福祉法人 (委託)	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>医療的ケア児等が全国的に増加しているが、地域で在宅医療を受けながら安心して生活するための社会資源や支援者の連携体制が十分ではないため、支援に関係する機関の連携体制構築と支援に携わる者の人材育成が必要。</p> <p>アウトカム指標： 医療的ケア児等の協議の場に医療的ケア児等コーディネーターを配置する 0 人 (R1) → 9 人 (R5)</p>	
事業の内容 (当初計画)	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅支援訪問リハビリ等及び施設支援一般指導事業 ・職種間の連携によって社会資源の拡充や課題解決を図り、重症心身障害児者等が在宅医療を受けながら地域で安心して生活できるよう、関係者による協議の場を設置する。 ・医療的ケアの基礎知識や医療ニーズに配慮しながら、職種間連携による支援体制づくりに関する研修を行い、支援に携わる人材を養成する。 	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅訪問リハビリ等及び施設支援一般指導 年 4000 回以上 ・県及び各圏域に関係機関が連携を図り、重症心身障害児者等の在宅生活を支援するための協議の場を設置する。 ・医療的ケア児等を支援する者と支援をコーディネートする者を、年 100 人養成する。 	
アウトプット指標 (達成値)	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅訪問支援リハビリ等及び施設支援一般指導 5481 回 (R1)、4767 回 (R2)、4238 回 (R3) ・医療的ケア児等に関する協議の場を、県及び圏域すべてに設置 ・医療的ケア児等の支援社、コーディネーター養成 67 人 (R1)、42 人 (R2)、78 人 (R3) 	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 協議の場への医療的ケア児等コーディネーター配置 1 人</p> <p>(1) 事業の有効性 医療的ケア児等の支援に係る関係者のネットワークを構築することができ、各圏域内において、基幹病院から退院してくる医療的ケア児等の情報交換、必要な社会資源の共通理解を持つことができるようになった。</p> <p>(2) 事業の効率性</p>	

	研修実施について、医療的ケア児等への関わりの深い法人へ委託することにより、講師の確保等において効率的に事業を実施することができた。
その他	

事業の区分	IV. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.24 (医療分)】 病院内保育所運営 (病院内保育所設置促進)	【総事業費】 110,307 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進行や疾病構造の変化などにより多様化する医療ニーズに対し、適切な医療サービスを提供できる看護職員数の確保が必要。	
	アウトカム指標： ・院内保育所の設置数 30 施設 (H27) → 35 施設 (R3) ・院内保育所の運営支援施設数 13 施設 (H27) → 15 施設 (R3)	
事業の内容 (当初計画)	医療機関に勤務する職員の乳幼児保育事業に対し、病院内保育所の運営費について補助を行う。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	・補助を行う医療機関数 14 箇所 (H28)、15 箇所 (R3) ・補助を行う医療機関の保育児童数 210 人 (H28)、150 人 (R3)	
アウトプット指標 (達成値)	・補助を行った医療機関数 13 箇所 (H28)、15 箇所 (R3) ・補助を行った医療機関の保育児童数 175 人 (H28)、172 人 (R3)	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： ・院内保育所の設置数 31 施設 (R3) ・院内保育所の運営支援施設数 15 施設 (R3)	
	<p>(1) 事業の有効性 病院内保育所の運営を支援することにより、医療機関に勤務する職員の勤務環境を改善し、離職防止を図ることができた。</p> <p>(2) 事業の効率性 補助対象の医療機関の決算状況により調整率を設け、必要な費用を限定して効率的に補助することができた。</p>	
その他		

3. 事業の実施状況

平成28年度和歌山県計画に規定した事業について、令和3年度終了時における事業の実施状況を記載。

(事業区分3：介護施設等の整備に関する事業)

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業	
事業名	【NO.1 (介護分)】 和歌山県介護施設等整備事業	【総事業費】 一 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	市町村、法人	
事業の期間	平成28年度医療介護提供体制改革推進交付金内示後 ～令和6年3月31日 ■継続 / □終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築を図る。 アウトカム指標：介護サービスの改善が行われた床数 301床	
事業の内容（当初計画）	介護サービスの改善を図るため、既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修に対して支援を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	改修床数 301床	
アウトプット指標（達成値）	<平成28年度> ・改修床数 237床 <平成29年度> ・改修床数 64床	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 介護サービスの改善が行われた床数 301床 達成率 100%	
	(1) 事業の有効性 多床室を仕切ることで入所者のプライバシーが確保され、周囲の人を気にせず、安心して生活できる体制の構築が	

	<p>図られた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>県が改修基準を作成し、事業者に周知したことにより、整備において、効率的に、高齢者が安全かつ円滑に利用するための質を確保することができている。</p>
その他	